

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-250011
(P2004-250011A)

(43) 公開日 平成16年9月9日(2004.9.9)

(51) Int. Cl. ⁷	F I	テーマコード (参考)
B 6 5 D 5/56	B 6 5 D 5/56	3 E 0 6 0
B 6 5 D 5/24	B 6 5 D 5/24	

審査請求 未請求 請求項の数 2 O L (全 13 頁)

(21) 出願番号	特願2003-39728 (P2003-39728)	(71) 出願人	394004608 株式会社秀英 東大阪市水走1丁目16番37号
(22) 出願日	平成15年2月18日(2003.2.18)	(74) 代理人	100071168 弁理士 清水 久義
		(74) 代理人	100099885 弁理士 高田 健市
		(74) 代理人	100099874 弁理士 黒瀬 靖久
		(74) 代理人	100109911 弁理士 清水 義仁
		(74) 代理人	100124877 弁理士 木戸 利也

最終頁に続く

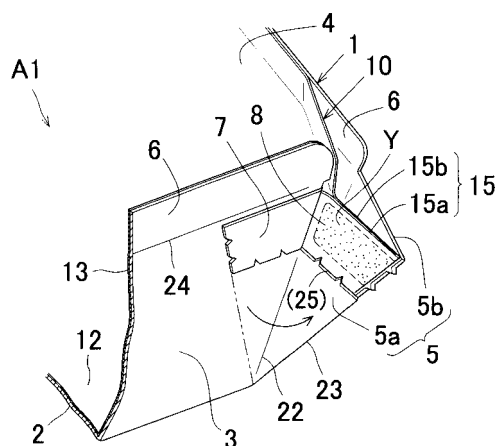
(54) 【発明の名称】 包装用容器

(57) 【要約】

【課題】 内面に汚れ防止用フィルムが剥離可能に接合された状態で積層された包装用容器において、フィルムの剥がし操作時に、該フィルム上に残った被包装物の一部（例えば食品の屑）が落ちる不具合を防止できる容器を提供すること。

【解決手段】 容器A1は、複数個の側壁3, 4, 3, 4を有する容器本体1を備える。容器本体1の互いに隣接する2個の側壁3, 4同士は、二つ折り状の連結片5が一方の側壁3の外面に接合されることによって、連結されている。汚れ防止用フィルム10は連結片対応部位15を備える。この連結片対応部位15は連結片5の内面に積層された状態で二つ折り状に折り曲げられている。この連結片対応部位15を構成する一对の折半部対応部位15a、15b同士が熱溶着等によって接合されている。

【選択図】 図5



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

多角形状の底壁(2)の周縁に周方向に並んだ複数個の側壁(3、4、3、4)が立ち上り状に連設された容器本体(1)を備えてなり、

前記容器本体(1)は、互いに隣接する2個の側壁(3、4)同士が、各側壁の側縁に連設され且つ互いに折半用折目(23)を介して連設された一对の折半部(5a、5b)からなる連結片(5)が、前記折半用折目(23)から二つ折り状に折り曲げられた状態でいずれか一方の側壁(3)の内面又は外面に接合されることによって、連結されており、前記容器本体(1)の内面に、被包装物との接触による汚れを防止する汚れ防止用フィルム(10)が剥離可能に接合された状態で積層された包装用容器(A1、A2)において

10

前記フィルム(10)は、連結片対応部位(15)を備えるとともに、該連結片対応部位(15)が前記連結片(5)の内面に積層された状態で二つ折り状に折り曲げられ、且つ、前記フィルム(10)の連結片対応部位(15)を構成している一对の折半部対応部位(15a、15b)のうちいずれか一方の折半部対応部位(15a)と、該折半部対応部位(15a)に重ね合わされた前記フィルムの部位(15b、13a)とが接合されていることを特徴とする包装用容器。

【請求項 2】

前記フィルム(10)は熱可塑性樹脂製であり、

前記一方の折半部対応部位(15a)と、該折半部対応部位(15a)に重ね合わされた前記フィルムの部位(15b、13a)とが熱溶着によって接合されている請求項1記載の包装用容器。

20

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

この発明は、包装用容器に関し、詳述すると、例えば食品を包装する際に特に好適に用いられる包装用容器に関する。

【0002】

【従来技術】

被包装物として、例えば、表面に調味料や油が付着した食品(たこ焼き、焼きそば、フライドチキン、フライドポテト等)や、液汁の出る食品(親子丼、牛丼、おでん等)を容器に入れると、食品との接触により容器の内面が汚れる。このように内面が汚れた容器は、リサイクルをすることが困難になる。

30

【0003】

そこで、この難点を解消するため、従来、容器の内面に、食品との接触による汚れを防止する汚れ防止用フィルムが剥離可能に接合された状態で積層された容器が提案されている(例えば特許文献1-5参照。)。この容器によれば、容器使用後に、汚れ防止用フィルムを容器内面から剥がすことにより、容器内面を綺麗な状態にすることができて、該容器をリサイクルに供し得るようになるという利点がある。

【0004】

【特許文献 1】

特開 2001-328622 号公報(請求項 1)

【0005】

【特許文献 2】

特開 2002-68178 号公報(請求項 1、第 3-6 図)

【0006】

【特許文献 3】

登録実用新案第 3084534 号公報(請求項 1)

【0007】

【特許文献 4】

40

50

特開 2002 - 211538 号公報 (請求項 1)

【0008】

【特許文献 5】

特開 2003 - 26148 号公報 (第 3 - 4 頁、第 8 - 9 図)

【0009】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、この容器によれば、汚れ防止用フィルムを剥がすと、該フィルムは展開されて平坦状になるので、該フィルム上に残っていた食品の屑、液体調味料、油、液汁等が散乱して着衣に付着したり、あるいは部屋を汚したりするという難点があった。

【0010】

この発明は、上述した技術背景に鑑みてなされたもので、その目的は、内面に汚れ防止用フィルムが剥離可能に接合された状態で積層された容器において、汚れ防止用フィルムの剥がし操作時に該フィルム上に残った被包装物の一部(例えば食品の屑、液体調味料、油、液汁)が散乱する不具合を防止することのできる包装用容器を提供することにある。

【0011】

【課題を解決するための手段】

上記目的を達成するため、この発明は、多角形状の底壁の周縁に周方向に並んだ複数の側の壁が立ち上り状に連設された容器本体を備えてなり、前記容器本体は、互いに隣接する 2 個の側壁同士が、各側壁の側縁に連設され且つ互いに折半用折目を介して連設された一対の折半部からなる連結片が、前記折半用折目から二つ折り状に折り曲げられた状態でい

10

20

【0012】

さらに、上記包装用容器において、前記フィルムは熱可塑性樹脂製であり、前記一方の折半部対応部位と、該折半部対応部位に重ね合わされた前記フィルムの部位とが熱溶着によ

30

【0013】

【発明の実施の形態】

次に、この発明の幾つかの好ましい実施形態を図面を参照して説明する。

【0014】

図 1 ~ 図 9 は、この発明の第 1 実施形態に係る包装用容器を説明するための図である。図 1 において、(A1) は第 1 実施形態の包装用容器である。この包装用容器(A1)は、被包装物として、食品(図示せず)を包装するためのもの、即ち食品包装用容器であって、特に、表面に調味料(醤油、ソース、砂糖、塩、胡椒等)、油、クリーム、チョコレート等が付着した食品(たこ焼き、焼きそば、お好み焼き、ピザ、餃子、フライドチキン、

40

フライドポテト、ショートケーキ等)や、液汁や蒸気が出る食品(弁当、親子丼、牛丼、おでん等)を包装するためのものである。

【0015】

この包装用容器(A1)は、上面が開口したトレー状の紙製容器本体(1)と、該容器本体(1)とは別体に形成されるとともに、容器本体(1)の上面開口を閉塞する紙製蓋体(図示せず)とを備えている。

【0016】

この容器(A1)の容器本体(1)は、図 8 に展開状態で示すように、所定形状に打抜き形成された 1 枚の紙製ブランク(厚さ:例えば 0.2 ~ 3 mm)の所定部位が折り曲げられて製作されたものである。

50

【0017】

この容器本体(1)の内面の全面には、図2に示すように、食品(被包装物)との接触による汚れを防止する1枚の汚れ防止用フィルム(10)が、剥離可能な接着剤により部分的に接合された状態で積層されている。

【0018】

このフィルム(10)は、耐水性及び耐油性を有する透明な熱可塑性樹脂製のもの(厚さ:例えば20~200 μ m)である。なお、この発明では、熱可塑性樹脂の種類は限定されるものではなく、様々な種類の熱可塑性樹脂が用いられ、これを例示すると、塩化ビニル樹脂、酢酸ビニル樹脂、ポリスチレン、ABS樹脂、アクリル樹脂、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリエステル、生分解性樹脂が用いられる。また、フィルム(10)は半透明なものであっても良いし、不透明なものであっても良い。

10

【0019】

そして、このフィルム(10)は、上述したように剥離可能な接着剤により容器本体(1)の内面に接合されることによって、容器本体(1)の内面から容易に剥離し得るものとなされている。剥離可能な接着剤としては、被接着物を容易に剥離することができる、いわゆる軽剥離接着剤と呼ばれる剥離性接着剤が用いられ、例えば東立化成工業(株)製のエマルジョン型剥離性接着剤「TX-1286」が用いられる。

【0020】

このフィルム(10)は、図9に展開状態で示すように、容器本体(1)用の前記ブランクと同サイズに形成されており、ブランクの内面全面に積層されている。したがって、このフィルム(10)は、容器本体(1)を構成している全ての構成部位に対応する部位を備えている。そして、このフィルム(10)がブランクの内面全面に積層された状態で、ブランクの所定部位が折り曲げられて容器本体(1)へと組立製作されることにより、容器本体(1)の各構成部位の内面にフィルム(10)の対応部位が積層されたものである。

20

【0021】

図8及び図9において、(H)は、容器本体(1)とフィルム(10)とを剥離可能に接合した接合部である。

【0022】

この包装用容器(A1)において、容器本体(1)は、図1に示すように、四角形状の底壁(2)と、該底壁(2)に対して立上り状の四個の側壁(3、4、3、4)とを有している。前記四側壁(3、4、3、4)は、底壁(2)の周縁に周方向に並んで折目(21)を介して連設されている。さらに、四側壁(3、4、3、4)は容器本体(1)の外側へ若干傾斜している。

30

【0023】

この容器本体(1)の四側壁(3、4、3、4)において、互いに隣接する2個の側壁(3、4)同士は、図8に示すように各側壁の側縁に折目(22)を介して連設され且つ互いに折半用折目(23)を介して連設された一对の略三角形の折半部(5a)(5b)からなる連結片(5)が、図3及び図4に示すように前記折半用折目(23)から二つ折り状に折り曲げられた状態で、いずれか一方の側壁(3)の外面の側縁部に接着剤により強固に接合されることによって、連結されている。この接着剤としては、上述した剥離可能な接着剤(剥離性接着剤)ではなく、被接着物を強固に接合可能な接着剤が用いられ、例えばエマルジョン型接着剤が用いられる。

40

【0024】

図3において、(J)は、容器本体(1)の連結片(5)と側壁(3)とを接合した接合部である。

【0025】

この容器本体(1)の連結片(5)と側壁(3)との接着箇所について詳述すると、次のとおりである。すなわち、図3に示すように、この容器本体(1)の連結片(5)を構成している一对の折半部(5a)(5b)のうち、側壁(3)に接合された方の折半部(5

50

a) の上部には、遊離予定部 (7) が破断用切目線 (25) を介して設けられている。この破断用切目線 (25) は略 L 字状に延びたものである。そして、この遊離予定部 (7) の外面が側壁 (3) の外面の側縁部の上部に接着剤により強固に接合されている。

【0026】

なお、この発明では、前記破断用切目線 (25) はその種類に限定されるものではなく、例えばミシン目からなるものであっても良いし、容器本体 (1) の肉厚をその約半分の深さまで切り込んだ半切り線 (ハーフカット線) からなるものであっても良い。

【0027】

また、容器本体 (1) の各側縁 (3、4、3、4) の上縁には、折目 (24) を介して蓋受け片 (6) が外方突出状に連設されている。

10

【0028】

一方、汚れ防止用フィルム (10) は、上述したように、容器本体 (1) を構成している全ての構成部位に対応する部位を備えており、すなわち、図9に示すように、底壁 (2) の内面に積層される底壁対応部位 (12) と、各側壁 (3、4、3、4) の内面に積層される四個の側壁対応部位 (13、14、13、14) と、各連結片 (5、5、5、5) の内面に積層される四個の連結片対応部位 (15、15、15、15) と、各蓋受け片 (6、6、6、6) の内面 (上面) に積層される四個の蓋受け片対応部位 (16、16、16、16) とを備えている。

【0029】

さらに、このフィルム (10) において、連結片対応部位 (15) は、容器本体 (1) の連結片 (5) を構成している一对の折半部 (5a) (5b) の内面に積層される一对の略三角形の折半部対応部位 (15a) (15b) から構成されている。そして、図2及び図3に示すように、この連結片対応部位 (15) は、容器本体 (1) の連結片 (5) の内面全面に積層された状態で連結片 (5) と共に二つ折り状に折り曲げられている。したがって、この連結片対応部位 (15) は、図2に示すように二つ折り状の連結片 (5) 間に恰も折り込まれた状態になっている。

20

【0030】

さらに、この状態で、連結片対応部位 (15) の、互いに重ね合わされた一对の折半部対応部位 (15a、15b) の上部同士が熱溶着によって接合されている。

【0031】

図9において、(Y) は、フィルム (10) の一对の折半部対応部位 (15a、15b) 同士を熱溶着により接合した接合部 (即ち熱溶着部) である。

30

【0032】

而して、上記構成の容器 (A1) では、容器本体 (1) の内面に汚れ防止用フィルム (10) が剥離可能に接合された状態で積層されているので、容器本体 (1) 内に、表面に調味料、油、クリーム、チョコレート等が付着した食品や、液汁等が出る食品を入れた (収容した) 場合であっても、容器本体 (1) の内面に調味料、油、クリーム、チョコレート、液汁等が浸み込んで容器本体 (1) 内面が汚れるという不具合を防止することができる。したがって、この容器 (A1) によれば、容器使用後 (即ち食事終了後) に汚れ防止用フィルム (10) を容器本体 (1) の内面から剥がすことにより、容器本体 (1) 内面を綺麗な状態にすることができて、該容器本体 (1) を紙としてリサイクルに供することができる。

40

【0033】

しかも、この容器 (A1) によれば、二つ折り状の連結片 (5) の内面には、フィルム (10) の連結片対応部位 (15) が積層されるとともに、この状態で連結片対応部位 (15) が連結片 (5) と共に二つ折り状に折り曲げられているので、もし仮に容器本体 (1) 内の底隅部に残った液体調味料や液汁等が二つ折り状の連結片 (5) 間に浸入した場合であっても、この浸入に伴う連結片 (5) 内面の汚れをも防止することができる。したがって、この容器 (A1) によれば、容器本体 (1) の内面を更に確実に綺麗な状態にすることができる。

50

【0034】

ところで、一般に、容器本体(1)の二つ折り状の連結片(5)の内面に、フィルム(10)の連結片対応部位(15)が積層された容器本体(1)においては、上述したように連結片(5)の内面の汚れを防止できるという利点がある反面、次のような欠点がある。すなわち、フィルム(10)の連結片対応部位(15)は、連結片(5)の内面に積層された状態で連結片(5)と共に二つ折り状に折り曲げられているので、この状態のまま該フィルム(10)を容器本体(1)の内面から剥がそうとすると、該フィルム(10)が連結片対応部位(15)にて破れてしまい、該フィルム(10)の一部が容器本体(1)の内面に残ってしまうという不具合が生じる。

【0035】

そこで、破れることなくフィルム(10)を剥がし得るようにするために、この容器本体(1)では、次のようにフィルム(10)の剥がし操作を行う。

【0036】

まず、図5に示すように、容器本体(1)の二つ折り状の各連結片(5)を、該連結片(5)が接合されている容器本体(1)の側壁(3)の外面から強制的に剥がす。これにより、二つ折り状の連結片(5)は開いた状態になり、そのため、連結片(5)間に折り込まれていたフィルム(10)の連結片対応部位(15)を、連結片(5)の内面から容易に剥がし得るようになり、もって、破れることなくフィルム(10)を剥がすことができる。一方、容器本体(1)は、各連結片(5)の剥がし操作が行われることによって、図6に示すように展開状態に解体される。

【0037】

さらに、この実施形態では、各連結片(5)の剥がし操作によって、図5に示すように破断用切目線(25)が破断し、これにより遊離予定部(7)が連結片(5)から遊離し、該遊離予定部(7)が側壁(3)の外面にそのまま残存した状態となる。この結果、連結片(5)の上部に、遊離予定部(7)の除去孔部からなる切欠き部(8)が形成されるとともに、フィルム(10)の連結片対応部位(15)を構成している、互いに接合された一对の折半部対応部位(15a、15b)の上部が前記切欠き部(8)から露出する。この露出した部位を指で摘んでフィルム(10)の剥がし操作を行う。

【0038】

このようにフィルム(10)の剥がし操作を行って、図6に示すようにフィルム(10)を容器本体(1)から分離する。このとき、該フィルム(10)の連結片対応部位(15)を構成している一对の折半部対応部位(15a、15b)同士は接合されているから、同図に示すように、該フィルム(10)は、平坦状にならず、容器本体(1)の元の形状に対応した形状、即ち略トレイ形状に保持される。この形状のままフィルム(10)がゴミ箱等へ運ばれて廃棄される。

【0039】

以上のように、この容器(A1)によれば、フィルム(10)を容器本体(1)の内面から剥がした場合であっても、該フィルム(10)は平坦状にならないから、フィルム(10)の剥がし操作時や剥がし操作後において、フィルム(10)上に残っていた食品の屑、調味料、油、液汁等は散乱しなくなる。そのため、これらが着衣に付着したり、あるいはこれらが落ちて部屋が汚れるという不具合を防止することができる。

【0040】

しかも、この容器(A1)では、フィルム(10)の一对の折半部対応部位(15a、15b)の上部同士が接合されているので、フィルム(10)を略トレイ形状に更に確実に保持することができる。そのため、フィルム(10)上に残っていた食品の屑、調味料、油、液汁等の落下を更に確実に防止することができる。なお、この発明では、フィルム(10)の一对の折半部対応部位(15a、15b)の少なくとも上部同士が接合されているれば、このような効果を奏し得る。

【0041】

而して、上記構成の容器(A1)の容器本体(1)は、一般に広く使用されている自動製

10

20

30

40

50

函機（図示せず）により製作されるものであって、その製作工程において、連結片（５）は側壁（３）の外面に次のように接合される。

【００４２】

まず、製函機に備えられた糊付け装置（図示せず）によって、容器本体（１）用のブランクの内面（又は汚れ防止用フィルム（１０）の裏面）の所定箇所に剥離可能な接着剤を塗布するとともに、ブランクの側壁（３、３）の外面上における連結片（５）が接合される箇所に、強固に接合可能な接着剤を塗布する。そして、このブランクの内面に汚れ防止用フィルム（１０）を積層させる。次いで、製函機に備えられた送り装置（図示せず）によって、このブランクをその内面を下に向けた状態で略水平に製函機の加熱部へ送る。加熱部には加熱ブローが配置されており、このブローによって、ブランクの内面に積層されたフィルム（１０）における一对の折半部対応部位（１５a、１５b）の上部の表面に、下から熱風を吹き付ける。これにより、これら両折半部対応部位（１５a、１５b）の上部を熱溶着可能な状態に加熱する。次いで、これを送り装置により製函機の製函部へ送る。次いで、図７に示すように、このブランクを所定形状の雄型（３０）で下から押し上げ、該ブランクを複数個（同図では四個）の型付け用ガイド棒（３１）で囲まれた空間内に押し入れる。この押し入れ操作によって、ブランクの側壁（３、４、３、４）が折り曲げられるとともに、ブランクの連結片（５）が型付け用ガイド棒（３１）で二つ折り状に折り曲げられながら側壁（３）の外面に強く押し付けられて接合される。さらに、このように連結片（５）が二つ折り状に折り曲げられながら側壁（３）の外面に押し付けられることにより、フィルム（１０）の一对の折半部対応部位（１５a、１５b）の加熱された上部同士が熱溶着によって接合される（図３参照）。

10

20

【００４３】

以上のように、この容器本体（１）によれば、一般に広く使用されている自動製函機によって、連結片（５）を二つ折り状に折り曲げながら側壁（５）の外面に接合することにより、フィルム（１０）の一对の折半部対応部位（１５a、１５b）同士を熱溶着で接合することができるから、わざわざ一对の折半部対応部位（１５a、１５b）同士を接合する作業を別途、行う必要がない。そのため、容器本体（１）を容易に製作することができる。

【００４４】

しかも、この実施形態では、フィルム（１０）の一对の折半部対応部位（１５a、１５b）同士は、熱溶着によって接合されていることから、フィルム（１０）の一对の折半部対応部位（１５a、１５b）の表面に両者を接合するための接着剤を塗布するという作業すら行う必要がない。したがって、この容器（A1）によれば、容器本体（１）を極めて容易に製作することができる。

30

【００４５】

なお、本実施形態では、容器本体（１）を製作する製函機として、フィルム（１０）の一对の折半部対応部位（１５a、１５b）を加熱するための加熱ブローを有するのものが用いられているが、この発明では、製函機はその種類に限定されるものではなく、例えば、一般に広く使用されている超音波溶着機能付き製函機を用いて容器本体（１）を製作しても良い。この場合には、容器本体（１）を製作する際に、連結片（５）を二つ折り状に折り曲げてこれを側壁（３）の外面に重ね合わせた状態で該連結片（５）に超音波振動を与えることにより、該連結片（５）内面に積層されていたフィルム（１０）の連結片対応部位（１５）を構成する一对の折半部対応部位（１５a、１５b）同士を熱溶着で接合することができる。なお、この場合において、容器本体（１）用のブランクとしては、熱溶着可能な材料（例えば表面に熱可塑性樹脂が被覆又は含浸された紙）製のものが特に好適に用いられる。

40

【００４６】

さらに、この容器本体（１）では、図８及び図９に示すように、連結片（５）の内面にはフィルム（１０）の連結片対応部位（１５）が剥離可能に接合されている。したがって、この連結片（５）は、図２に示すように、二つ折り状態のまま、側壁（３）の外面に接

50

合されていることはもとより、該連結片(5)の内面に積層されたフィルム(10)の連結片対応部位(15)にも更に接合され、且つこの連結片対応部位(15)を構成している一対の折半部対応部位(15a、15b)同士が熱溶着によって接合されているから、当該二つ折り状の連結片(5)の間が不本意に開かないものとなされている。そのため、この容器本体(1)は、高い保形性を有するとともに、高い密閉性及び高い保温性を有している。

【0047】

図10及び図11は、この発明の第2実施形態に係る包装用容器を説明するための図である。

【0048】

この第2実施形態の包装用容器(A2)の容器本体(1)では、図10に示すように、互いに隣接する2個の側壁(3、4)同士は、連結片(5)が折半用折目(23)から二つ折り状に折り曲げられた状態でいずれか一方の側壁(3)の内面の側縁部に接合されることによって、連結されている。なお、二つ折り状の連結片(5)を構成している一対の折半部(5a)(5b)同士は、その外面に塗布された接着剤により接合されている。

10

【0049】

この連結片(5)の内面には、汚れ防止用フィルム(10)の連結片対応部位(15)が剥離可能に接合された状態で積層されるとともに、この状態で該連結片対応部位(15)が連結片(5)と共に二つ折り状に折り曲げられている。さらに、フィルム(10)の連結片対応部位(15)を構成している一対の折半部対応部位(15a、15b)のうち、前記一方の側壁(3)側の折半部対応部位(15a)の上部と、該折半部対応部位(15a)に重ね合わされたフィルム(10)の側壁対応部位(13)の側縁部(13a)の上部とが、熱溶着によって接合されている。

20

【0050】

この容器本体(A2)によれば、一般に広く使用されている自動製函機によって、連結片(5)を二つ折り状に折り曲げながら側壁(3)の内面に接合することにより、フィルム(10)の一対の折半部対応部位(15a、15b)のうち前記一方の側壁(3)側の折半部対応部位(15a)と、該折半部対応部位(15a)に重ね合わされたフィルム(10)の側壁対応部位(13)とを接合することができるから、わざわざ折半部対応部位(15a)と側壁対応部位(13)との接合作業を別途、行う必要がなく、この容器本体(1)を容易に製作することができる。

30

【0051】

この第2実施形態の包装用容器(A2)の他の構成及び利点は、上記第1実施形態の包装用容器(A1)と同じであり、重複する説明を省略する。

【0052】

以上でこの発明の好ましい幾つかの実施形態について説明したが、この発明は上記実施形態に示したものに限定されるものではなく、様々に設定変更可能である。

【0053】

例えば、上記実施形態では、容器本体(1)及び蓋体は、紙(例えば厚紙や段ボール)製のものであるが、この発明では、容器本体及び蓋体の材質に限定されるものではなく、例えばプラスチック製のものであっても良いし、これ以外の材料からなるものであっても良い。

40

【0054】

また、上記実施形態では、容器本体(1)の底壁(2)の形状は四角形状であるが、この発明では、底壁(2)の形状はこれに限定されるものではなく、例えば、三角形状であっても良いし、六角形状であっても良い。

また、上記実施形態では、蓋体は、容器本体(1)とは別体に形成されているが、この発明では、蓋体は容器本体(1)に一体形成されていても良い。

【0055】

もとより、上記実施形態では、被包装物は食品であるが、この発明では、被包装物は食品

50

に限定されるものではなく、食品以外の物であっても良いことは言うまでもない。

【0056】

なお、この発明のうち請求項1の発明においては、汚れ防止用フィルム(10)の連結片対応部位(15)を構成している一对の折半部対応部位(15a、15b)のうちいずれか一方の折半部対応部位(15a)と、該折半部対応部位(15a)に重ね合わされたフィルム(10)の部位(15b、13a)とは、熱溶着以外の接合手段、例えば接着剤によって接合されていても良い。この場合であっても、フィルム(10)の一方の折半部対応部位(15a)の表面と、該折半部対応部位に重ね合わされるフィルムの部位(15b、13a)の表面とに予め接着剤を塗布しておき、一般に使用されている製函機によって、容器本体(1)の連結片(5)を二つ折り状に折り曲げながら側壁(3)の内面又は外面に接合することにより、一方の折半部対応部位(15a)と、該折半部対応部位に重ね合わされたフィルムの部位(15b、13a)とを接合することができる。そのため、この接合作業を別途、行う必要がなく、容器本体を容易に製作することができる。

10

【0057】

【発明の効果】

上述の次第で、この発明によれば、容器本体の内面に、被包装物との接触による汚れを防止する汚れ防止用フィルムが剥離可能に接合された状態で積層されているので、容器使用後に汚れ防止用フィルムを容器本体の内面から剥がすことにより、容器本体の内面を綺麗な状態にし得て該容器本体をリサイクルに供することができる。

【0058】

しかも、フィルムの連結片対応部位を構成している一对の折半部対応部位のうちいずれか一方の折半部対応部位と、該折半部対応部位に重ね合わされたフィルムの部位とが接合されていることから、フィルムを容器本体の内面から剥がした場合であっても、該フィルムは平坦状にならない。そのため、フィルムの剥がし操作時や剥がし操作後において、フィルム上に残っていた被包装物の一部(例えば食品の屑、調味料、油、液汁)は散乱しなくなり、これらが着衣に付着したり、あるいはこれらが落ちて部屋が汚れるという不具合を防止することができる。

20

【0059】

さらに、フィルムが熱可塑性樹脂製であり、一方の折半部対応部位と、該折半部対応部位に重ね合わされたフィルムの部位とが熱溶着によって接合されている場合には、一般に使用されている製函機によって、連結片を二つ折り状に折り曲げながら側壁の内面又は外面に接合することにより、一方の折半部対応部位と、該折半部対応部位に重ね合わされたフィルムの部位とを接合することができる。そのため、この接合作業を別途、行う必要がなく、容器本体を極めて容易に製作することができる。

30

【図面の簡単な説明】

【図1】この発明の第1実施形態に係る包装用容器の容器本体を示す斜視図である。

【図2】図1中のX-X線断面図である。

【図3】同容器本体の連結片を側壁の外面に接合する途中の状態を示す斜視図である。

【図4】同容器本体の連結片を側壁の外面に接合した状態を示す斜視図である。

【図5】同容器本体の連結片を側壁の外面から剥がした状態を示す斜視図である。

40

【図6】同容器本体の内面から汚れ防止用フィルムを剥がして分離した状態を示す斜視図である。

【図7】同容器本体の製作途中の状態を示す斜視図である。

【図8】同容器本体を内面から見た展開図である。

【図9】同容器本体の汚れ防止用フィルムの展開図である。

【図10】この発明の第2実施形態に係る包装用容器の容器本体を示す、図1中X-X線断面図に対応する断面図である。

【図11】同容器本体の汚れ防止用フィルムの展開図である。

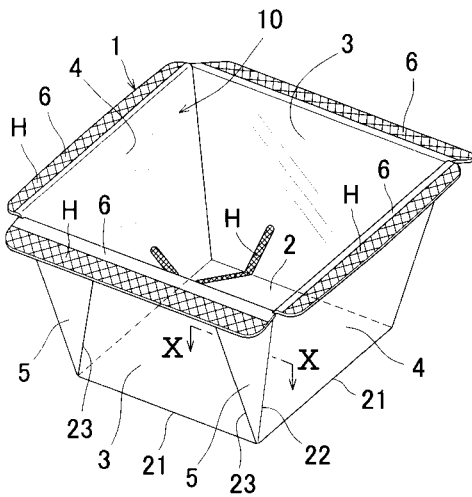
【符号の説明】

A1、A2...包装用容器

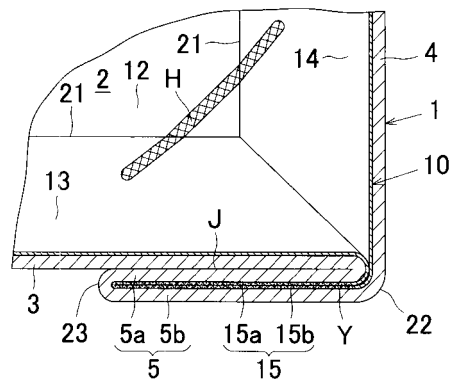
50

- 1 ... 容器本体
- 2 ... 底壁
- 3、4、3、4 ... 側壁
- 5 ... 連結片
- 5 a、5 b ... 一对の折半部
- 10 ... 汚れ防止用フィルム
- 15 ... 連結片対応部位
- 15 a、15 b ... 一对の折半部対応部位
- H ... 剥離可能な接合部
- Y ... 接合部 (熱溶着部)

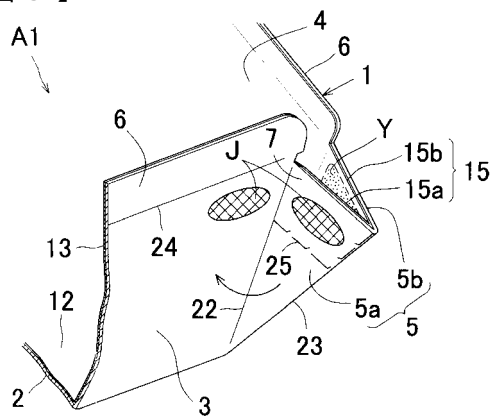
【図1】
A1



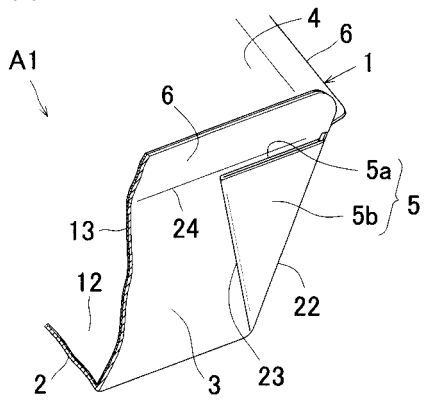
【図2】
A1



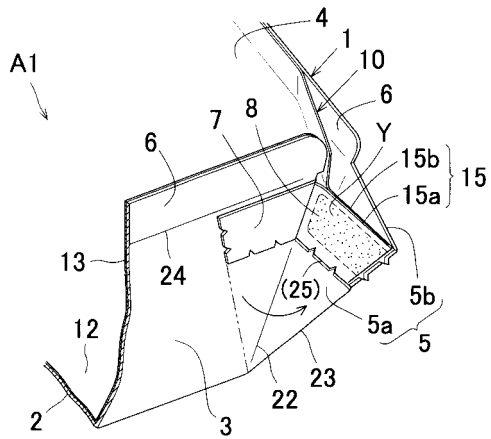
【図3】
A1



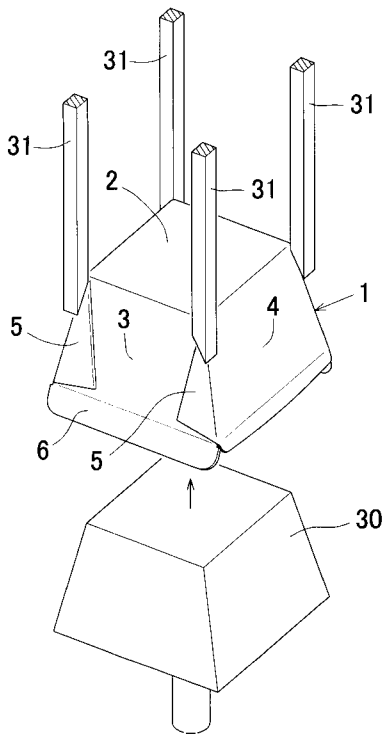
【 図 4 】



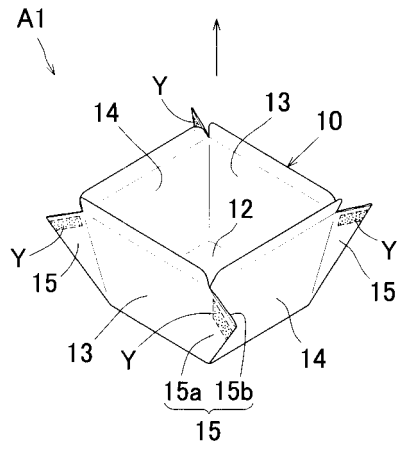
【 図 5 】



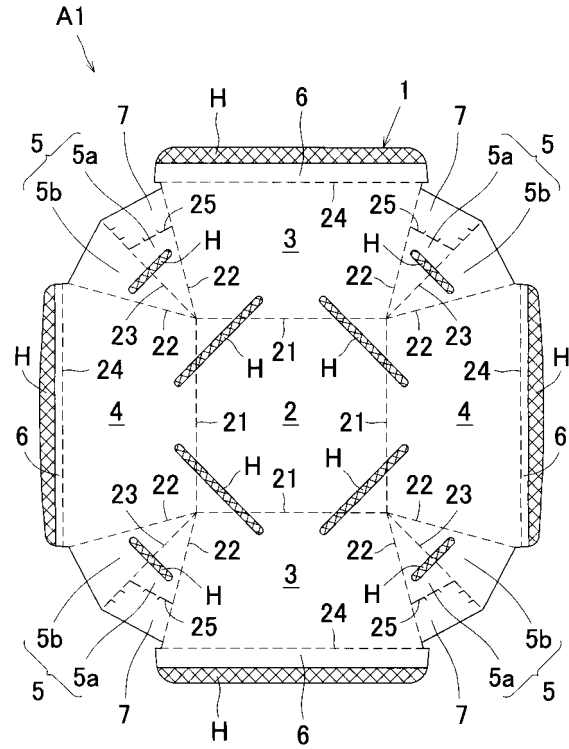
【 図 7 】



【 図 6 】



【 図 8 】



フロントページの続き

(72)発明者 上田 英治

東大阪市水走1丁目16番37号 株式会社秀英内

(72)発明者 上田 孝司

東大阪市水走1丁目16番37号 株式会社秀英内

Fターム(参考) 3E060 AA01 AB15 BC02 BC04 DA14 EA02 EA04 EA13